

8. レースエリア

大阪湾西宮沖水域

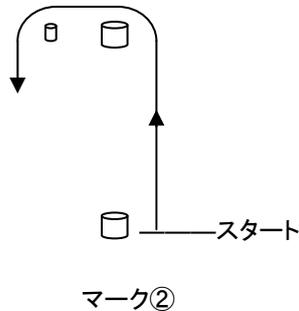
9. コース

9-1 コースは下図の通りとし、回航又は通過すべきマークの順序、及び各マークの通過する側を含むコースを示す。

コース(4レグ)

スタートーマーク①ーマーク①aーマーク②ーマーク①ーフィニッシュ

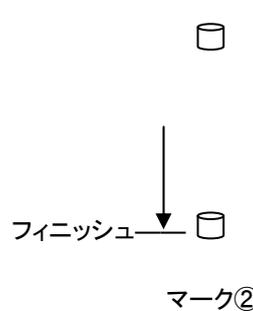
マーク①a マーク①



マーク①



マーク①



9-2 予告信号以前に、レースコミッティーの信号艇にマーク②からマーク①へのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。

10. マーク

10-1 マーク①およびマーク②(スタートマークとフィニッシュマークを兼ねる)はオレンジ色の直径約 2m、高さ約 1.5mのトマト型ブイを使用する。

10-2 マーク①aはオレンジ色の直径約 0.5m、高さ約 0.8mの俵型ブイを使用する。

10-3 指示 12、「コースの次のレグの変更」に従って用いられる場合の、新しいマーク①およびマーク②は同型の緑色である。再度コースを変更する為にマークを設置する場合には、最初のマークを使用する。

11. スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

11-2 その日の次のレースの予告信号は、レースコミッティーの信号艇に掲揚されている、R旗の降下(反復音響信号とともに)の、1分後に発せられる。

11-3 スタートラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

11-4 スタート信号の5分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった」と記録される。これは付則 A4 を変更している。

11-5 マーク①が設置されていない場合、マーク①はレースコミッティーの信号艇に掲示された位置にあるものとみなす。

11-6 IRC CLASS が先にスタートする。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグの変更は、次のマークへのおおよそのコンパス方位及び距離を掲示する。これは、規則33 を変更している。

13. フィニッシュ

13-1 フィニッシュラインは、スターボードの端にあるレースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のマーク②の間とする。

13-2 コース短縮の場合、フィニッシュラインは、レースコミッティーの信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールとコースの最も近いマークとの間とする。

13-3 レースコミッティーが、その日の続くレースのスタートを予定する場合、レースコミッティーの信号艇は、先のレースのフィニッシュ時に、R旗を掲揚する。続くスタート手順は、先のレースで最終艇がフィニッシュした後、できるだけ早く開始される。

14. タイムリミット

スタート信号後150分、または先頭艇がスタート信号後150分以内にフィニッシュした場合は、そのフィニッシュ後30分、のいずれか遅いほうの時刻までにフィニッシュしなかった艇はDNFと記録される。これは規則35とA4を変更している。

15. 帰着申告

帰着申告はない。

16. 抗議

- 16-1 抗議書は、レース本部で入手できる。抗議、救済要求および審問の再開の要求は、その日の最終レース終了後 90 分以内にレース本部に提出されなければならない。
- 16-2 抗議は、できるだけ早く、ほぼ受付順に審問される。
- 16-3 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議受付締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。
- 16-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16-5 指示 1-4、3、5-3、18、22、23 および 24 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略号は、DPI である。

17. 順位、得点、及び大会の成立

- 17-1 スクラッチレースとし、着順の早い艇を上位とする。
- 17-2 完了したレースが 8 レース以下の場合、すべてのレースをカウントする。これは付則 A2 を変更している。
- 17-3 9 レース完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除いたレース得点の合計とする。
- 17-4 シリーズが成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。

18. 安全規定

- 18-1 Y旗、規則 27.1 および規則 40.1 の変更として、レースコミッティーはスタート後、個人用浮揚用具の着用を求める信号(音響信号1声とY旗の掲揚)を発することがある。この信号は通過するマークで発せられ、艇の乗員はできるだけ早い機会に個人用浮揚用具を着用しなければならない。
- 18-2 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレースコミッティーに伝えること。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と SAILING INSTRUCTIONS に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

- 20-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。
- 20-2 PROTEST 旗、INSPECTION 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

21. 支援艇

10 月 6 日の準備信号後より 8 日の最終レース終了後までの間、支援艇からの海上での備品、乗員など全ての受け渡しをしてはならない。

22. 上架の制限と泊地

艇はレース期間中、新西宮ヨットハーバー内のレースコミッティーにより指定された場所に係留しなければならない。また、すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了まで次の場合を除き上架してはならない。

- ①レース委員会の事前の許可書があり、その条件による場合。
- ②緊急の場合。但し、事後にレースコミッティーを納得させる義務があり、これができない場合は、ペナルティーが課せられることがある。

23. 潜水用具とプラスチックプール

すべての艇は、各艇の最初のスタート後、その艇の最終レース終了までの間、水中呼吸器具及びプラスチックプール又はそれらに類するものは使用してはならない。

24. 無線の使用

- 24-1 レース委員会はVHF72チャンネルによりレース艇にリコール等のアナウンスを行うことがある。放送や放送時間の確性に関する落ち度は、救済要求の根拠にはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 24-2 緊急の場合を除き、艇はレース中無線送受信を行ってはならない(ただし、指示 24-1 を除く)。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

25. 賞

26-1 総合成績の第1位～第3位

26-2 オーナーヘルム艇第1位

26-3 各レース第1位

26. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4[レースをすることの決定]参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。